



令和8年度 市・県民税 申告の手引き

提出期限

3月16日

～申告書・収支内訳書(農業用)・医療費控除の明細書付き～

【問合せ】 税務課 ☎ 773-6668

この手引きについて

一般的な市・県民税申告に関する事柄を説明しています。確定申告の詳しい内容については、国税庁の「確定申告の手引き」をご覧になるか、下記「確定申告（所得税）の相談先」をご参照ください。

令和8年度から適用される市・県民税の主な改正点

●給与所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。詳しくはP.5へ。

●特定親族特別控除の創設

令和8年度から、合計所得が58万を超える123万円以下の生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（配偶者、事業専従者は除く）を有する場合は、合計所得金額に応じた額をその納税義務者の総所得金額から控除します。詳しくはP.8へ。

●扶養親族等の所得要件の見直し

所得税における基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。（例：扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下へ）詳しくはP.8へ。

申告相談会について

	期 日	会 場	時 間	対 象
申告相談会 〔注1〕	2月 16日(月)～ 3月 16日(月)	市民会館 1階 多目的ホール	午前 9時～11時 午後 1時～4時	市・県民税申告または確定申告をする人で、自分で申告書を作成することが難しい人
休日相談会	2月 22日(日) 3月 8日(日)		午前 9時～11時	上記対象者のうち、平日には、仕事や交通手段の関係などで申告会場に来ることが難しい人

●添付書類の書き方相談

2月13日(金)まで税務課で営業・農業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書の書き方、減価償却費の計算などの相談に応じます。大和・塩沢市民センターでは対応していませんのでご注意ください。2月16日(月)以降は市民会館へお越しください。

〔注1〕 休日相談会以外の土曜日・日曜日・祝日は除きます

〔注2〕 混み具合により、入場人数の制限や早目に受付終了となる場合があります。ただし、毎週金曜日、休日相談会は、早目の終了はせず、受付時間内に来られた人はすべて受付をします

〔注3〕 市民会館正面玄関の開場及び受付番号配布開始時刻は、午前8時です

●申告相談会で相談に応じることができない確定申告

- ・令和6年分以前の過年分の書き方と申告
- ・株式等に係る譲渡所得など（損失繰越含む）の書き方と申告
- ・先物取引や暗号資産（仮想通貨）に係る雑所得などの書き方と申告
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の1年目の書き方と申告
- ・青色申告決算書の書き方（市・県民税申告を含む）
- ・青色申告
- ・土地建物などの譲渡所得の書き方と申告（国・県・市町村に売却し、次の特別控除が対象になる場合のみ受付可。
①公共事業による収用（5,000万円）
②特定土地区画整理事業等（2,000万円）
③特定住宅地造成事業等（1,500万円）

確定申告（所得税）の相談先

①国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901（全国一律料金）

受付：平日 8時30分から17時00分まで

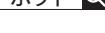
税務職員
ふたば



②国税庁ホームページ

- ・国税に関する疑問をチャットボットの税務職員ふたばに相談できます。（AIによる自動回答）

土日や夜間でも利用可能 国税庁 チャットボット



- ・よくある国税の質問に対する回答を調べることができます。



③税理士 [有料]

国税庁 タックスアンサー

市・県民税申告書の提出の要否判定表

この表は一般的な例を示しています。

市・県民税申告が不要でも、複数の給与・公的年金等の支払いを受けている場合や、源泉徴収された税額によっては、確定申告が必要な場合があります。

① **市の申告** 市役所に提出する「市・県民税申告書」

② **確定申告** 税務署に提出する「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」(市・県民税の申告も兼ねています)

スタート

➡ はい ➡ いいえ に沿って進んでください

令和8年1月1日現在、南魚沼市に居住していましたか？

いいえ
➡

令和8年1月1日に居住していた市町村に照会してください



申告内容が、住民税や各制度の算定の資料になります。
期間内に申告しましょう。

はい
➡

令和7年1月1日～12月31日に収入がありましたか？
※遺族・障害年金、失業手当などの非課税所得のみの人は「いいえ」に進んでください

いいえ
➡

市内在住の親族の税申告上の扶養になっていますか？
(注1)参照

いいえ
➡

市の申告が必要です

はい
➡

市の申告は不要です

主な収入は給与ですか？

いいえ
➡

収入は公的年金等のみですか？

いいえ
➡

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下ですか？

いいえ
➡

所得税の納税が必要な場合は、**確定申告**が必要です
※所得税の納税が不要な場合は、市の申告が必要です

はい
➡

はい
➡

はい
➡

勤務先で年末調整した「給与支払報告書」が南魚沼市に提出されていますか？(不明な場合は勤務先に確認してください)

いいえ
➡

市の申告は不要です
※ただし注2に該当する場合は申告が必要です

はい
➡

所得金額や源泉徴収税額などによっては、確定申告が必要な場合があります

はい
➡

はい
➡

市の申告は不要です
※ただし注2に該当する場合は申告が必要です

給与以外に営業・農業・不動産などの収入がありますか？

はい
➡

市の申告は不要です
※ただし注2に該当する場合は申告が必要です

はい
➡

はい
➡

市の申告が必要です

はい
➡

所得税の納税が必要な場合は、確定申告が必要です
※所得税の納税が不要な場合は、**市の申告が必要です**

※確定申告の必要があるにも関わらず申告をしなかった場合や確定申告をした税額などに誤りがあった場合は、申告期間後であっても早急に正しい確定(修正)申告書を提出してください。
申告がなかつたり、修正がなされなかった場合は、調査をした上で所得金額や税額を決定します。決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合には、**加算税**や**延滞税**を合わせて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

記載例(表面)

令和7年1月1日～12月31日中に課税対象となる収入がなかった人

【前年中に課税対象となる収入がなかった人】

該当欄へ記入してください。

記入例：育児休業中の場合 →

【令和7年中に課税対象となる収入がなかった人】

1. どなたかの扶養となっていた（扶養者の氏名、続柄、住所を記入してください）
氏名： 続柄： 住所：
2. 非課税収入のみ <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 失業手当
3. 就学中 (学校名：)

④ その他 無職 その他 (具体的に： 育児休業中)

令和7年1月1日～12月31日中に収入があった人、所得控除を申告する人

【令和7年中に課税対象となる収入がなかった人】

1. どなたかの扶養となっていた（扶養者の氏名、続柄、住所を記入してください）
氏名： 続柄： 住所：
2. 非課税収入のみ <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 失業手当
3. 就学中 (学校名：)
4. その他 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：)

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

P6参考	⑬社会保険料控除	保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
	源泉徴収票のとおり	550,000 円	共⑭済小等規掛模金控除業	円	円
	国保	345,000 円	規掛模金控除業	円	円
	国民年金	81,300 円	規掛模金控除業	円	円
	合計	976,300 円	合計	円	円
⑯生命保険料控除	新生命保険料の計			旧生命保険料の計	
	円			60,000 円	
	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計	
	円			36,000 円	
	介護医療保険料の計				
⑯地震保険料控除	8,000 円				
	新生命保険料の計			旧長期損害保険料の計	
	12,000 円			84,000 円	
本人該当控除	⑰□寡婦控除	⑯□ひとり親控除	⑯□勤労学生控除		
	[□死別 □生死不明]	[⑯□ひとり親控除 (学校名)]			
	[□離婚 □未帰還]				
	⑯□障害者控除	□特別障害 □普通障害	□身体(級) □精神(級) □療育(A・B)		
	⑯□同一生計配偶者 (申告者の合計所得が1,000万円超の場合のみ)				
P7～P8参考	⑯扶養控除	同生年月日	障害者控除	配偶者の合計所得金額	
	⑯扶養控除	明・大・昭・平 46・12・3	□特別障害 □普通障害	0 円	
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
⑯特定親族特別控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		
P7～P8参考	⑯扶養控除	⑯扶養控除	⑯扶養控除		

記載例(裏面)

P9参照

10
ここに貼つてください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ 氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
			昭平 ・		円
			昭平 ・		円
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし	合計額	円

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ 氏名	ナンギョイチロウ 南魚一郎	住所	長岡市XX町 特別養護老人ホームXX	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
フリガナ 氏名		住所		国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 特定親族 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額・被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	月日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

14 寄附金に関する事項

寄附金の区分(寄附先)		寄附金額
都道府県・市区町村分(特例控除対象)		50,000 円
新潟県共同募金会・日赤新潟支部分 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)		100,000 円
条例指定分	都道府県	円
	市区町村	円

P9参照

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭・平・令 ・	特別障害者に 該当する場合
個人番号				

「14 寄附金に関する事項」の記入例は
 ・ふるさと納税(札幌市) 50,000円
 ・新潟県共同募金会 100,000円
 にそれぞれ支払った場合

収入金額・所得金額

所得区分	収入金額	所得金額	内 容	必要書類
事業	営業等 ①のア	②の①	例: 製造・小売、サービス業などの所得 内職・集金・外交員などの業種で、 家内労働者等の必要経費の特例 を受ける場合は、裏面⑦に必要経費の金額を記入し、家内特例欄に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください [注2]	収支内訳書(一般用)
	農業 ①のイ	②の②	例: 米・野菜、きのこの栽培、畜産などの所得 家事消費分も収入になります	収支内訳書(農業用)
不動産	①のウ	②の③	例: 貸家・アパート、貸地(農地・宅地)、 小作料 などの所得 小作料をもらっている人は、不動産所得として申告が必要です (現物で受け取った場合は現金に換算して申告してください)	収支内訳書(不動産用)
給与	①のカ	②の⑥	例: 給与・賞与・賃金などの給与等の所得 源泉徴収票がない場合は裏面⑥に詳細を記入してください 所得金額はP.5の 給与所得の計算表 参照 ※失業手当・出産手当などは非課税所得です	源泉徴収票
雑	公的年金等 ①のキ [注1]	②の⑦ ⑦～⑨ の所得 金額の 合計額 を②の ⑩	例: 国民年金、厚生年金、共済年金などの所得 所得金額はP.5の 公的年金等に係る雑所得の計算表 参照 ※遺族年金・障害年金などは非課税所得です	源泉徴収票
	業務 ①のク	②の⑧ ⑧	例: 原稿料、講演料、シルバー配分金などの副収入による所得 家内労働者等 [注2] に該当する場合は裏面⑨に必要経費の金額を記入し、家内特例欄に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください	支払調書 [注3]
	その他 ①のケ	②の⑨	例: 生命保険の個人年金、互助年金などの上記以外のものによる所得	支払調書

- 注1** 公的年金等とは、国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金、過去の勤務により会社などから支払われる年金などをいいます
- 注2** 家内労働者等に該当する場合、公的年金等以外の雑所得や事業所得の必要経費が65万円未満の場合、65万円を上限として特例の経費を計上することができます。ただし、給与収入がある場合、65万円から給与収入合計を差し引いた残額が上限です
- (対象)** 家内労働者、外交員または特定の者に対して継続的に人的役務（労務）の提供をする人
- 注3** 前々年の収入が300万円超の場合は、別途添付書類等が必要な場合があります。詳しくは市のウェブサイトをご確認ください

給与所得の計算表

給与等が複数ある場合は、合計額で計算します。

①給与等の収入金額（A）が1,899,999円以下の場合

Aの金額	給与所得の金額
～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	A - 650,000円

②給与等の収入金額（A）が1,900,000円～6,599,999円の場合【A÷4（千円未満切捨て）→ B】

Aの金額	給与所得の金額
1,900,000円～3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円

③給与等の収入金額（A）が6,600,000円以上の場合

Aの金額	給与所得の金額
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	A - 1,950,000円

公的年金等に係る雑所得の計算表

公的年金等を複数受給している場合は、合計額で計算します。また年齢によって控除額が異なります。

※公的年金等以外の所得が1,000万円までの計算表です

①65歳未満（昭和36年1月2日以降生）の人

公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得の金額
～ 600,000円	0円
600,001円～1,299,999円	合計額 - 600,000円
1,300,000円～4,099,999円	合計額 × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	合計額 × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	合計額 × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	合計額 - 1,955,000円

②65歳以上（昭和36年1月1日以前生）の人

公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得の金額
～1,100,000円	0円
1,100,001円～3,299,999円	合計額 - 1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	合計額 × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	合計額 × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	合計額 × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	合計額 - 1,955,000円

給与等と公的年金等の両方を有する場合の所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合	→	<table border="1"> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額（最高10万円）</td><td>a</td></tr> <tr> <td>公的年金等の雑所得の金額（最高10万円）</td><td>b</td></tr> <tr> <td>所得金額調整控除額 ((a + b) - 10万円)</td><td>c</td></tr> <tr> <td>差引 金額</td><td>d</td></tr> <tr> <td>P 9 ⑯の h に金額がある人 (h - c)</td><td></td></tr> </table>	給与所得控除後の給与等の金額（最高10万円）	a	公的年金等の雑所得の金額（最高10万円）	b	所得金額調整控除額 ((a + b) - 10万円)	c	差引 金額	d	P 9 ⑯の h に金額がある人 (h - c)		上記計算により算出した金額
給与所得控除後の給与等の金額（最高10万円）	a												
公的年金等の雑所得の金額（最高10万円）	b												
所得金額調整控除額 ((a + b) - 10万円)	c												
差引 金額	d												
P 9 ⑯の h に金額がある人 (h - c)													
		→											
		この金額を⑯に記入											

※P 9 ⑯に該当する人は、先にそちらを計算してください

所得区分	収入金額等	所得金額	内 容	計算方法	必要書類
総合譲渡	短期 (所有5年以下)	①のコ	②の⑪	機械・車両、砂利採取などの不動産以外の資産を譲渡したことにより生じた所得	① : {(収入金額) - (必要経費) - 特別控除(上限50万円)} ② : コ + {(サ+シ) × 1/2} 必要経費は裏面⑩に記入してください
	長期 (所有5年超)	①のサ		生命保険・損害保険の満期払戻金などの所得	
	一 時	①のシ			

所得控除

控除項目	種類・支払額	控除額	内 容	必要書類
社会保険料控除	③の⑬	④の⑬	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額 ※年金から天引きされている保険料や、口座振替で支払った保険料は、天引きされている本人または口座名義人しか控除できません	国民年金保険料は控除証明書または領収書
小規模企業共済等掛金控除	③の⑭	④の⑭	小規模企業共済法に基づく掛金や、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払金額	支払証明書（領収書）
生命保険料控除	③の⑮	④の⑮	新(旧)生命保険や新(旧)個人年金保険、介護医療保険の保険料の支払金額 計算方法は下記の 生命保険料控除の計算表 を参照	控除証明書
地震保険料控除	③の⑯	④の⑯	居住用家屋や生活用動産の地震保険料、または火災・傷害などの長期損害保険料の支払金額 計算方法は下記の 地震保険料控除の計算表 を参照	控除証明書

生命保険料控除の計算表

一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除について、保険料ごとに次のとおり計算します。

① 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料（旧契約）

旧生命保険料（一般）		旧個人年金保険料	
支払保険料	控除額	支払保険料の全額	控除額
～15,000円	支払保険料の全額		
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 + 7,500円	A	支払保険料×1/2 + 7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 + 17,500円		支払保険料×1/4 + 17,500円
70,001円～	35,000円		35,000円

※控除の組み合わせは、三通りあります。控除額の計算方法がそれぞれ異なりますので、有利となる控除額を選択してください

- ①旧契約のみ適用
- ②新契約のみ適用
- ③新契約と旧契約の両方適用

② 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料（新契約）

新生命保険料（一般）		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払保険料	控除額	支払保険料の全額	控除額	支払保険料の全額	控除額
～12,000円	支払保険料の全額				
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円	C	支払保険料×1/2 + 6,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円	D
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 + 14,000円		支払保険料×1/4 + 14,000円	支払保険料×1/4 + 14,000円	
56,001円～	28,000円		28,000円	28,000円	E

③ 新契約と旧契約の両方適用の場合

控除額 (限度額)	生命保険料（一般）		個人年金保険料		介護医療保険料	
	A + C (最高28,000円)		B + D (最高28,000円)		E (最高28,000円)	
	Aのみ (最高35,000円)		Bのみ (最高35,000円)		G	
	Cのみ (最高28,000円)		Dのみ (最高28,000円)		H	
	F + G + H (最高70,000円)					

地震保険料控除の計算表

地震保険料と旧長期損害保険料は別々に計算し、控除の合計を記入してください（控除限度額25,000円）

① 地震保険料

支払保険料の金額	控除金額
～50,000円	支払保険料×1/2
50,001円～	25,000円

※ひとつの契約で①と②の両方を支払っている場合は、別々に計算し有利な方を選択してください

② 旧長期損害保険料

支払保険料の金額	控除金額
～ 5,000円	支払保険料の全額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2 + 2,500円
15,001円～	10,000円

控除項目	記入方法	控除額	内 容	控除額
寡 婦 控 除	③の⑯に <input checked="" type="checkbox"/>	④の⑯	①：夫と離婚した後に再婚していない人のうち、子以外の扶養親族を有しており、合計所得が500万円以下の場合 ②：夫と死別した後に再婚していない人や夫が生死不明な人のうち、合計所得が500万円以下の場合	26万円
ひとり親控除	③の⑰に <input checked="" type="checkbox"/>	④の⑰	未婚の人や配偶者と死別・離婚した後に再婚していない人、配偶者の生死が不明な人のうち、扶養する子を有しており、合計所得が500万円以下の場合	30万円
勤 労 学 生 控除	③の⑲に <input checked="" type="checkbox"/> 所属学校名	④の⑲	学校教育法に規定する学校などの学生で、自己の勤労に基づく給与所得等（事業所得・雑所得・退職所得・給与所得）を有し、合計所得が85万円以下で、かつ自己の給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円
障害者控除	本人の場合： ③の⑳に <input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者の場合： ③の㉑・㉒・㉓・㉔の該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/>	④の⑳	普通障害 ⑩：障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人など ⑪：上記⑩と同等である旨の認定を受けている人など 特別障害 上記のうち、手帳の等級が【身体障害1・2級、精神障害1級、療育A】の人など	26万円 30万円 同居の時 53万円
	※扶養控除対象外の16歳未満の扶養親族でも控除できます。配偶者特別控除対象の配偶者、特定親族特別控除対象の親族は控除できません			

申告書はインターネットからダウンロード、印刷ができます

- 「市・県民税申告書」は市のウェブサイトから印刷できます。

[南魚沼市 市・県民税申告書](#) 



- 「確定申告書」・「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」などの様式は国税庁のウェブサイトから作成し、印刷できます。

[国税庁 申告書様式](#) 



所得税の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」の利用が便利です

- スマートフォンやパソコンを使って確定申告書の作成や提出ができます。

画面の案内に沿って入力すると、所得金額や税額が自動計算されます。

決算書や収支内訳書も作成できます。マイナンバーカード等を使って作成し、e-Taxで提出（電子申告）する方法、事前登録なしで作成を行い書面印刷して提出する方法があります。

また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されます。ぜひご利用ください。



[国税庁 作成コーナー](#) 

お問合せ：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901（土日・祝日を除く）

控除項目	記入方法	控除額	内 容	控除額
配偶者控除	③の②に必要事項	④の②	申告者の所得が1,000万円以下で、合計所得が58万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある人は除く）がいる場合	控除額は下記へ
	※同一生計配偶者注1（控除対象配偶者を除く）に該当する場合は、控除額は0円ですが、市・県民税の非課税限度額の判定に必要なため、該当する場合は記入が必要です			
配偶者特別控除注2	③の②に必要事項	④の②	申告者の所得が1,000万円以下で、合計所得が58万円を超える133万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある人は除く）がいる場合	控除額は下記へ
扶養控除	③の②に必要事項	④の②	合計所得が58万円以下の生計を一にする親族（配偶者、事業専従者は除く）がいる場合	控除額は下記へ
特定親族特別控除注3	③の③に必要事項	④の③	合計所得が58万を超える123万円以下の生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（配偶者、事業専従者は除く）がいる場合	控除額は下記へ
16歳未満の扶養親族	③の④に必要事項	④の④はなし	合計所得金額が58万円以下の生計を一にする16歳未満の親族がいる場合	0円
※控除額は0円でも市・県民税の非課税限度額の判定に必要なため、該当する場合は記入が必要です				
基礎控除		④の⑤	申告者の合計所得金額が2,400万円以下の場合	43万円
※合計所得が2,400万円を超える場合は控除額が変わります。詳しくは市のウェブサイトをご確認ください				

注1 申告者の合計所得金額が1,000万円超の場合は同一生計配偶者欄にチェックしてください

注2 配偶者特別控除は、夫婦間でお互いを控除することはできません

注3 特定親族がいる場合は特親欄にチェックし、特親控除額欄に控除額を記入してください

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額 (配偶者の年齢)	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円以下	70歳未満	33万円	22万円
	70歳以上	38万円	26万円
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

特定親族特別控除の控除額

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※年齢の基準日は令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合は、その死亡の日)です

扶養控除の控除額

扶養親族の区分		控除金額
16歳～18歳 (H19.1.2～H22.1.1生)		33万円
19歳～22歳 (H15.1.2～H19.1.1生)		45万円
23歳～69歳 (S31.1.2～H15.1.1生)		33万円
70歳以上	同居老親等以外	38万円
(S31.1.1以前生)	同居老親等	45万円

※同居老親とは、70歳以上の扶養親族のうち、申告者が配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、同居している人のことをいいます。傍系親族（おじ・おばなど）は対象外です

控除項目	記入方法	控除額	内 容	必要書類
雑損控除	③の⑦に必要事項	④の⑦	災害（震災・火災・落雷など）や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合（日常生活に通常必要な資産の損害が対象）計算方法は下記の雑損控除の計算表を参照	災害関連支出は領収書
医療費控除	申告者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合。詳細はP.9の医療費控除の概要を参照			

雑損控除の計算表

次の金額のうち、いずれか多い方の金額が所得から控除されます

- (損失額 - 保険などで補てんされる額) - (所得の合計額 × 10%)
- (損失額 - 保険などで補てんされる額) のうち、災害関連支出の金額 - 5万円

医療費控除の概要

	医療費控除（従来）	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)
対象	申告者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合（インフルエンザなどの予防接種は対象外）	申告者が健康の保持増進と疾病の予防への取組みとして「一定の取組 ^{注1} 」を行い、申告者や生計を一にする親族のために特定の医薬品 ^{注2} の購入費を支払った場合
控除額算	{ 支払った医療費の総額 - 保険金などの補てん金額 ^{注3} } - (10万円または所得の合計額 × 5% のどちらか少ない方の金額) (控除限度額200万円)	{ 特定の医薬品の購入費の総額 - 保険金などの補てん金額 } - 12,000円 (控除限度額88,000円)
申告書記入方法	支払った医療費の総額、保険金などの補てん金額を③の⑧、控除額を④の⑧に記入 ※セルフメディケーション税制の場合は、④の⑧の区分欄に「1」を記入	
必要書類	(1) 医療費控除の明細書 ^{注4} (2) ^{注5} に該当する費用を申告する場合は、その証明書	(1) セルフメディケーション税制の明細書 ^{注4}
共通の注意事項	①：従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択して適用を受けることになります。一度申告するとその年度での選択の変更はできません ②：各健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」などの医療費通知の添付により医療費の明細についての記入を省略できます。詳細については添付の医療費控除の明細書の裏面を参照ください ③：明細書の記入内容の確認のため、領収書（医療費通知に係るものを除く）や「一定の取組」を行ったことが確認できる書類の提示または提出を求める場合があります	

^{注1} 次の1から5のいずれか1つの「一定の取組」を行っていることが要件となります

1. 予防接種 2. 市区町村のがん検診 3. 定期健康診断（事業主検診）4. 特定健康診査 5. 健康診査

^{注2} 特定の医薬品とは要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。対象医薬品は、厚生労働省のウェブサイトから確認できます

^{注3} 保険金などの補てん金は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます

^{注4} 各明細書の記入と添付が必要です。領収書の添付のみでは控除の適用を受けることができません

^{注5} 寝たきりの人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」または市町村長等が交付するおむつ使用の確認書など）、ストマ用装具の購入費用（ストマ用装具使用証明書）など。そのほかについては、医療費控除の明細書の裏面を参照ください

11 事業専従者に関する事項

事業主と生計を一にする親族（15歳未満や学生は除く）で、前年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の金額のいずれか少ない方の金額を専従者控除として必要経費にすることができます。裏面¹¹に事業専従者の氏名などを記入してください。

- （1）500,000円（事業専従者が配偶者の場合は860,000円）
（2）（事業専従者控除前の所得金額）÷（事業専従者数+1）

14 寄附金に関する事項

特定の団体に対して寄附を行った場合、一定の計算により算出された金額が市・県民税の所得割額から税額控除されます。裏面¹⁴に寄附先ごとに支払金額を記入し、「寄附先が発行した支払証明書（領収書）または特定寄附仲介業者が発行する証明書」を添付してください。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した人でも、市・県民税申告や確定申告を行う場合はワンストップ特例が無効になります。申告する際は、必ずふるさと納税に伴う寄附金控除を含めて申告してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

申告者の給与等の収入金額が850万円を超え、下記の(1)または(2)に該当する場合、計算方法のとおり計算した金額(g)を給与等の所得金額から控除します。

- （1）申告者、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である
（2）23歳未満の扶養親族がいる

●申告方法

裏面¹⁵に特別障害者または23歳未満の扶養親族に該当する人の必要事項を記入してください。

●計算方法

給与等の収入金額（最高1,000万円）	e
e - 850万円	f
所得金額調整控除（f × 0.1）	g
差引金額（給与所得額 - g）	h



この金額を²の⑥に記入します。ただし、申告者が給与等と公的年金等の両方を有している場合は、P5の「給与等と公的年金等の両方を有する場合の所得金額調整控除」の計算も必要です。

扶養控除を受けられる所得の範囲について

市・県民税や所得税の申告で、被扶養者になれる合計所得金額は58万円以下です。所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

※分離課税の譲渡所得で特別控除を適用している人は、特別控除前の金額で被扶養者になれるかを判定します

収入の種類	被扶養者になれる収入金額
給与等のみの人	123万円以下
公的年金等のみの人	65歳未満…118万円以下 65歳以上…168万円以下

市・県民税、森林環境税の非課税の範囲

●市・県民税均等割、森林環境税 非課税限度額

次に該当する人は、市・県民税と森林環境税は課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者^{注1}、寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が次の①または②に該当する人（下表参照）^{注2}
 - ①扶養親族がない場合……380,000円以下
 - ②扶養親族がある場合……280,000円×（扶養人数+1）+268,000円以下

扶養の人数（配偶者含む）	0人	1人	2人	3人	4人
非課税となる合計所得金額の限度	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円

^{注1} 未成年者とは、令和8年1月1日現在18歳未満（H20.1.3以降生）の人です

^{注2} 扶養になっている場合でも、本人の合計所得金額によっては市・県民税が課税される場合があります

●市・県民税所得割非課税限度額

前年の総所得金額等が次の①または②に該当する人は、市・県民税の所得割は課税されません。（下表参照）

- ①扶養親族がない場合……450,000円
- ②扶養親族がある場合……350,000円×（扶養人数+1）+420,000円以下

扶養の人数（配偶者含む）	0人	1人	2人	3人	4人
非課税となる総所得金額等の限度	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円

市の申告会場にお越しいただくときに必要なもの（チェック欄としてお使いください）

- ① 申告者の本人確認書類の原本（身元確認書類+番号確認書類）^{注1}
- ② 被扶養者のマイナンバーのわかるもの…コピーや控えでも可
- ③ 給与所得の源泉徴収票の原本……勤務先が発行したもの全て
- ④ 公的年金等の源泉徴収票の原本……厚生労働省など公的年金等の支払者が発行したもの
- ⑤ 収支内訳書……農業や不動産、営業の所得がある人は事前に作成してください
- ⑥ 支払証明書の原本……個人年金などの受け取り金額の分かる証明書、計算書など
- ⑦ 保険料控除証明書の原本……社会保険料、生命保険料、地震保険料など（年末調整したものは不要）
- ⑧ 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書…明細書は事前に作成してください
- ⑨ 申告者本人名義の還付用または振替納付用の口座情報（新規の振替手続を希望する人は金融機関の届出印）
- ⑩ 申告者の利用者識別番号のわかるもの…利用者識別番号等の通知書や確定申告のお知らせハガキなど

^{注1} 本人確認書類の例

〈例1〉マイナンバーカード

〈例2〉通知カード（記載情報と現状に相違がないもの）+運転免許証または公的医療保険の資格確認書など

※郵送、窓口の提出用投函箱で提出する場合は、コピーの添付が必要です

市・県民税申告書の提出先

↓ 切り取って封筒に貼ってお使いください

〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市役所
税務課 市民税係 行
【市・県民税申告書 在中】

●申告書の提出用に投函箱を設置します

設置場所：□税務課、大和・塩沢市民センター

□申告会場（市民会館多目的ホール）

設置期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

投函できる時間：□平日 午前8時30分～午後5時15分

□平日 午前9時～午後4時

□休日相談会日 午前9時～午前11時

確定申告書も投函できます。申告書（記入済）に必要書類（原本）とマイナンバー及び身元確認書類のコピーを添付し、封筒に入れて投函してください（切手不要）